

国立大学法人東京農工大学育児休業等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学育児休業規程（16 経教規定第35号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
<p>国立大学法人東京農工大学育児休業規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規定第35号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>（新設）</p> <p>第10条～第17条 省略</p> <p>第18条 部分休業を取得できる期間は、子が出生した日から満3歳に達する日（誕生日の前日）までの必要な期間とする。</p> <p>第19条～第22条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p><u>（特別な事情がある場合の育児休業期間の延長）</u> <u>第9条の2 育児休業をしている職員のうち、子が3歳に達する時点で保育所に入れないなど特別な事情がある場合は、満3歳に達する日以降の最初の4月1日を限度とし、育児休業を延長することができる。</u></p> <p>第10条～第17条 省略（現行どおり）</p> <p>第18条 部分休業を取得できる期間は、子が出生した日から<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>必要な期間とする。</p> <p>第19条～第22条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19教規程第11号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。